

第9期

井手町 高齢者保健福祉計画

概要版

令和6年度～令和8年度

令和6年3月
京都府 井手町

1 計画策定に当たって

計画策定の背景

我が国において、2025 年は団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる年であり「5 人に 1 人が 75 歳以上」という超高齢社会が到来します。また、2040 年には、団塊ジュニア世代（1971 ～ 74 年生まれ）が 65 歳以上となるため、高齢者は約 3,930 万人（高齢化率 34.8%）に達すると推計されています。

本町においても高齢化は進んでおり、後期高齢者（75 歳以上）の増加に伴って要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

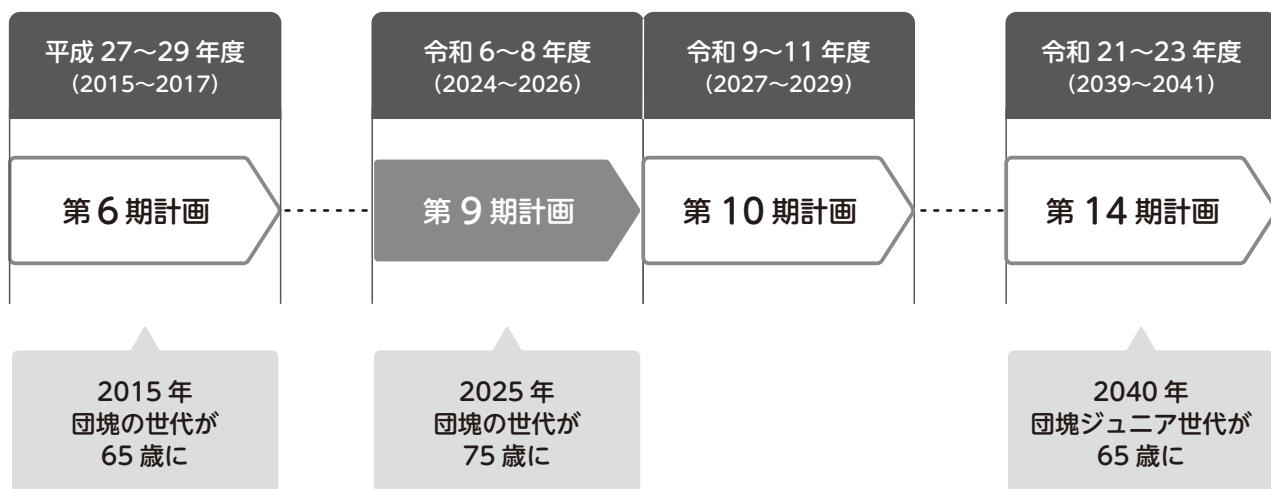
「第 8 期井手町高齢者保健福祉計画」（令和 3（2021）～令和 5（2023）年度）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを推進してきました。

こうした背景を受け、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を中長期的な視点から持続可能な形で深化・推進するために、新たな計画となる「第 9 期井手町高齢者保健福祉計画」（令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度）（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけと期間

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、本計画には、介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を包含しています。

計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和 22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



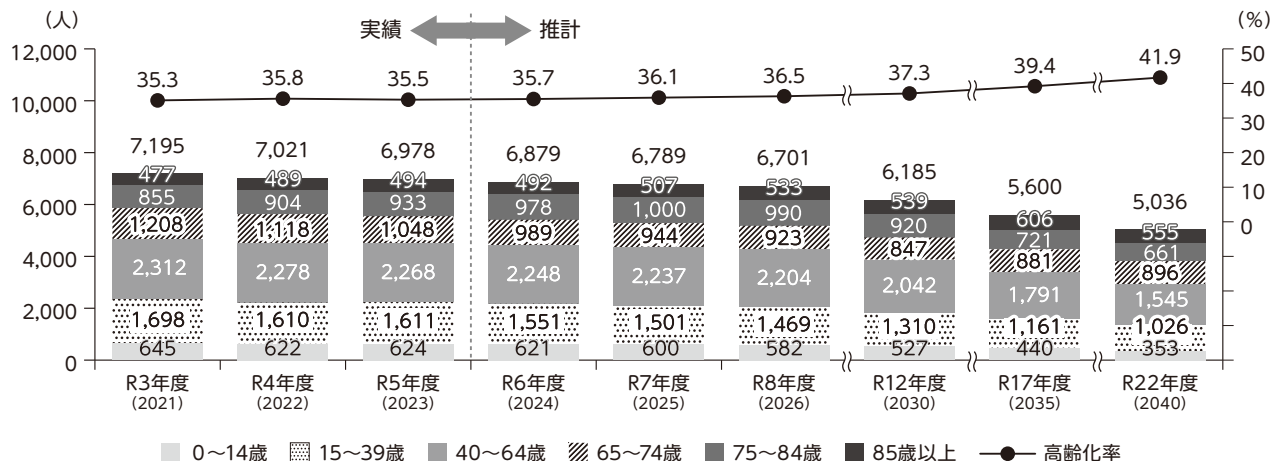
2

高齢者の状況

人口の推移と推計

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和5年10月1日時点では、高齢者(65歳以上)は2,475人、高齢化率は35.5%となっています。今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇が見込まれ、特に、後期高齢者(75歳以上)数の高止まりが予測されていることから、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に与える影響について検討する必要があります。

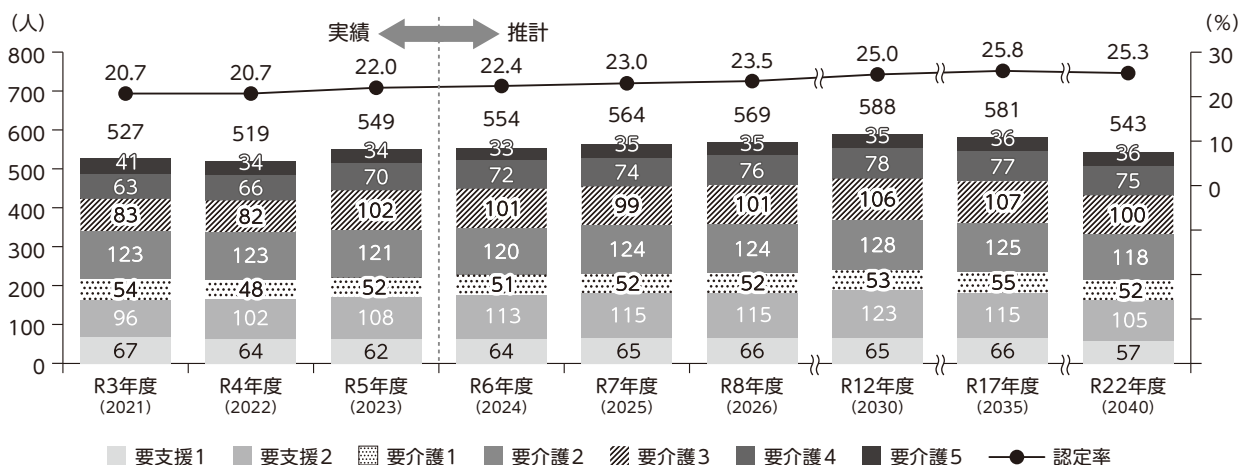


(資料) 令和3年度～令和5年度:住民基本台帳(各年10月1日時点)
令和6年度～令和22年度:コーホート変化率法による人口推計

第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

令和5年(9月月報値)では、第1号被保険者(65歳以上の被保険者)の認定者数は549人となっています。

今後、後期高齢者数の高止まりが見込まれていることから、高齢者数自体は減少していくものの、認定者数は現状と変わらないまま中長期的に推移する見込みとなっています。



(資料) 令和3年度～令和5年度:介護保険事業状況報告(9月月報)
令和6年度～令和22年度:見える化システムによる自然体推計

計画の基本理念

「地域包括ケア計画」とも言われる本計画では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進のための取組を引き続き進めていきます。そのため、前期計画の基本理念である「健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり」を継承し、基本目標を達成するための施策を展開することで、本町における基本理念の具現化をめざします。

また、今後は地域包括ケアの理念を高齢者だけにとどまらない包括的な概念となる「地域共生社会」の実現に向けた取組も進める必要があるため、高齢者施策を展開する視点にとどまらない「誰もがいつまでも住み続けられるまちづくり」を推進します。



計画の基本目標

基本目標

1

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

ライフスタイルの多様化等を背景に、地域とのつながりがますます希薄化していくことが懸念され地域課題が複雑・複合化し、行政だけでは課題解決に限界がある中、各種関係団体や事業者、地域との連携がますます重要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、在宅医療・介護連携や生活支援の充実、関係機関との連携強化等、必要な取組をさらに推進することで「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

また、高齢化の進展により認知症高齢者が増加することが見込まれています。認知症になっても暮らし続けられる地域を築くため、高齢者を取り巻く家族や近隣の方が認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の早期発見・早期治療への取組を進めていきます。

基本目標

2

健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

健康づくりや介護予防への取組は、長い高齢期を生き生きと元気に過ごせるようにするだけでなく、今後の介護保険制度を安定的に運営していくためにも重要なことです。

このため、生活習慣病予防や介護予防について、壮年者や高齢者すべてが自らのこととして関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むことが重要であり、そうした住民の主体的な健康づくりや介護予防を促進・支援します。

また、運動が習慣づけられるよう、生涯スポーツの取組を進めるとともに、高齢者等も気軽にできる体操等を推進します。

さらに、就労やボランティア活動、趣味の活動等が生きがいづくりにつながるとともに、高齢者が支えられる側だけでなく、支える存在として地域で活躍できるよう、地域活動や日常生活の中で自らの出番と役割を見つけ生きがいと感じられるような地域活動の活性化と社会参加機会の拡充を図ります。

基本目標

3

介護保険サービスの充実と適正化の推進

特に後期高齢者の増加に伴う要介護等認定者数やサービス利用者数の増加等、介護保険サービスに対するニーズが増大していくことが予想されます。

要支援・要介護者のニーズ等を踏まえながら、身近な地域で必要とする介護サービスを利用することができるよう、今後もサービスの質の向上と量的確保を図るとともに、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化を図ります。

●基本理念

健康で生き生きと安心して、ともに暮らせるまちづくり



基本目標

施策項目

1

住み慣れた地域で
安心して暮らせる
まちづくり



- ① 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- ② 身近な地域での生活支援の充実
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 生活安全対策の推進
- ⑤ 認知症施策の推進
- ⑥ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑦ 生活環境の整備

2

健康づくりと介護
予防・重度化防止
の推進



- ① 健康づくりの推進
- ② 介護予防・重度化防止の推進
- ③ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

3

介護保険サービス
の充実と適正化の
推進



- ① 介護保険サービスの充実と質の向上
- ② 介護保険事業の適正な運営
- ③ 低所得者対策の推進

5

介護保険事業費

第9期計画期間中及び中長期的な介護保険サービス事業費は、サービス事業量の見込みを踏まえ、下記のとおり見込んでいます。

単位：千円 / 年

		第9期計画			将来推計		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
	居宅サービス給付費	449,423	457,125	470,574	466,135	467,671	447,120
	介護予防サービス給付費	32,769	34,308	35,575	36,180	34,398	31,767
	地域密着型サービス給付費	54,484	56,083	57,175	62,114	63,896	66,204
	施設サービス給付費	316,079	338,374	353,876	375,936	373,023	325,316
	報酬改定・制度改正に伴う財政 影響額	769	785	799	0	0	0
標準給付費		853,524	886,675	917,999	940,365	938,988	870,407
地域支援事業費		40,907	41,303	41,666	39,055	36,333	33,502
合 計		894,431	927,978	959,665	979,420	975,321	903,909
		2,782,074					

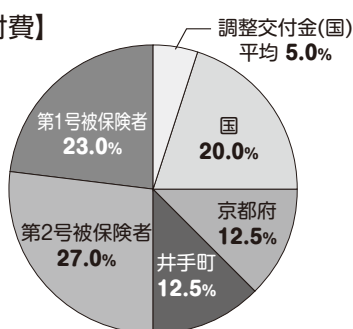
6

介護保険料の財源構成

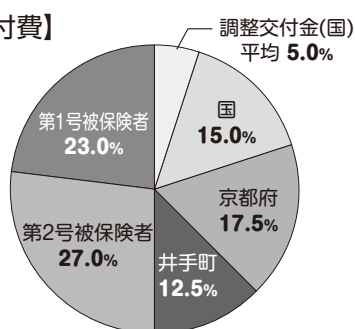
「介護保険制度」は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

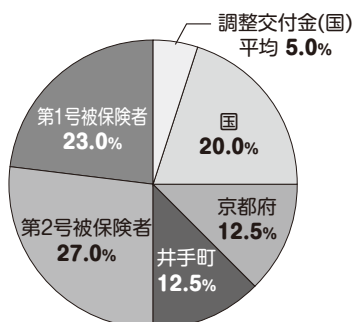
【居宅給付費】



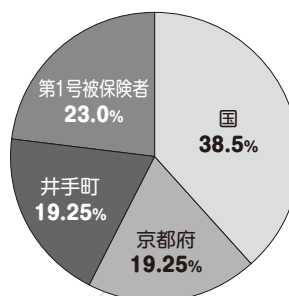
【施設給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



7 計画の推進に向けて

関係機関との連携

本計画の目標の実現に向け、京都府・近隣市町及び関係機関との連携により、介護・医療・福祉の施策を一体的に進め、施策の総合的・効果的な実施に努めます。また、本計画の円滑な推進に向け、高齢福祉課をはじめ、庁内のその他関係部署、関係団体等との連携を密にし、施策や事業の実施に努めます。

P D C A サイクルの実施

計画内容を着実に実行するために、関係各課を含めて、本計画の進捗状況を各年度点検・評価するとともに、高齢福祉を巡る状況の変化を加味して、より適正な進捗が図られるように施策・事業の見直しと改善を行います。

なお、井手町高齢者サービス総合調整推進会議において、上記の計画の進捗状況の把握を踏まえ、介護保険事業運営上の諸問題について協議します。

自立支援・重度化予防に向け、地域マネジメントを実施 〈P D C A サイクル〉



- ① 地域の現状把握と課題を分析し、計画を策定。
- ② 計画に基づき、施策・事業を実施。
- ③ 実施した施策・事業を検証し、目標の達成状況を評価。
- ④ 評価した上で、計画の見直し・改善につなげる。

編集・発行：井手町役場 高齢福祉課

住所：〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月 8 番地

TEL：0774-82-2001（代表） FAX：0774-82-5055

発行年月：令和 6 年 3 月